

●香川県告示第123号

香川県工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。
平成29年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県工事請負契約約款の一部を改正する約款
香川県工事請負契約約款（平成9年香川県告示第256号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等） 第7条の2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p>（1）～（3） 略 2・3 略</p> <p>（前払金の使用等） 第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成30年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p>	<p>（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等） 第7条の2 受注者は、<u>工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる場合において、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</u></p> <p>（1）～（3） 略 2・3 略</p> <p>（前払金の使用等） 第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p>

附 則

- この約款は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の第7条の2第1項の規定は、この約款の施行の日以後に締結する契約（同日前に香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）第6条第1項の規定による公告、同規則第10条第2項の規定による通知又は同規則第23条第2項の規定による契約の内容その他見積りに必要な事項の提示（以下

「公告等」という。)が行われたものを除く。)について適用し、同日前に締結した契約及び同日以後に締結する契約(同日前に公告等が行われたものに限る。)については、なお従前の例による。